

岐阜県警察訓令第2号

各所属長

岐阜県警察職員等旅費支給規程を次のように定める。

平成22年3月5日

岐阜県警察本部長 瀧澤 裕昭

岐阜県警察職員等旅費支給規程

岐阜県警察職員等旅費支給規程(昭和33年岐阜県警察訓令第9号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 県費をもって岐阜県警察職員(地方警務官を含む。以下「職員」という。)及び職員以外の者に支給する旅費については、岐阜県職員等旅費条例(昭和32年岐阜県条例第30号。以下「条例」という。)及び岐阜県職員等旅費条例施行規則(昭和33年岐阜県人事委員会規則第8号)の規定によるほか、この訓令の定めるところによる。

(旅行命令権者)

第2条 岐阜県警察本部長は、条例第4条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる職員に、同表右欄に掲げる者に対する旅行命令及び旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の権限を委任する。

旅行命令権者	旅行者
部長、総務室長	各部又は総務室内の組織犯罪対策統括官、参事官、所属長、上席監察官、監査室長、管理官、管理監、監察官、総括情報管理官及び警察航空隊長(内国旅行(条例第2条第1項第3号の内国旅行をいう。以下同じ。)に限る。)
警察本部の所属長	所属職員及び職員以外の者
警察学校長	警察学校長(内国旅行に限る。)、所属職員及び職員以外の者
警察署長	署長(内国旅行に限る。)、署員及び職員以外の者

(その他の事項)

第3条 この訓令に定めるもののほか、旅費の支給に関しては、知事部局の例によるものとする。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年岐阜県警察訓令第 6 号）  
この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年岐阜県警察訓令第 8 号）  
この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年岐阜県警察訓令第 10 号）  
この訓令は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 28 年岐阜県警察訓令第 18 号）  
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日岐阜県警察訓令第 14 号）  
この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。